

令和4年第10回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年8月25日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
 - (1) 令和4年第3回白井市議会臨時会について
 - ① 提案予定の議案等について
 - ② 会期日程及び議事日程について
 - (2) 令和4年第3回白井市議会定例会について
 - ① 提案予定の議案等について
 - ② 会期日程及び議事日程について
 - (3) 白井市議会の個人情報保護に関する条例について
 - (4) 行政視察について
 - (5) 一般質問の順番の変更にかかる申し合わせの変更について
 - (6) その他

4. 出席委員 伊藤 仁 委員長・斉藤 智子 副委員長
柴田 圭子 委員・影山 廣輔 委員
秋谷 公臣 委員・平田 新子 委員
和田 健一郎 委員・徳本 光香 委員
岡田 繁 委員
岩田 典之 議長
血脇 敏行 副議長

5. 欠席委員 なし

6. 説明のための出席者

市 長 笠井 喜久雄
総務部長 松丸 健一
総務課長 高山 博亘

7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 10時00分

○永井議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず、会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆様、おはようございます。本日は、第3回、9月の議会の話だけかと思っていたら、本日また臨時議会が入っておりまして、議題もいろいろ多々にわたっております。どうか速やかな会議進行をお願いして、時間を長くかかるとお思いますので、これで挨拶を終わりにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和4年第3回市議会臨時会及び令和4年第3回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、第3回市議会臨時会を本日、8月25日木曜日、午後4時に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、契約の変更についての1議案になります。

次に、第3回市議会定例会は、9月1日木曜日、午前10時に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

市から提案いたします案件は、報告につきましては、継続費の精算報告書について1件、令和3年度白井市健全化判断比率及び白井市資金不足比率について各1件の合わせて3件になります。

議案につきましては、教育委員会教育長の任命についての1議案、人事案件が1件、白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例に関する案件が4件、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について1件、令和4年度一般会計ほか5会計の補正予算に関わる案件が6件、令和3年度の決算認定が3件の合わせて15議案になります。詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため、退席とさせていただきます。

では、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和4年第10回議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、令和4年第3回白井市議会臨時会について、①提案予定の議案等についてを議題としま

す。執行部より、今臨時会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 それでは、改めまして、おはようございます。私のほうからは、令和4年第3回市議会臨時会に提案をいたします議案の内容について御説明をいたします。資料のほうを御覧いただきたいと思ひます。

議案第1号、契約の変更について、所管課は教育総務課となります。七次台中学校校舎改修工事に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由ですが、夏季休暇期間中における校舎内部改修工事の進捗に伴いまして、新たに補修工事や撤去復旧工事が発生したものです。それから、施工過程において、詳細な現地調査により適切な施工を再検討した結果、仕様の変更が必要となったものでございます。

変更の内容ですが、契約金額の変更でございまして、当初の契約金額から今回変更いたします増額分につきましては、2,206万6,433円となっております。

なお、詳細につきましては、この後、午後開催をされます全員協議会のほうで御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○伊藤委員長 以上で説明は終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、次に、会期日程及び議事日程についてを議題とします。

議会事務局長より、会期日程（案）及び議事日程（案）について説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程（案）及び議事日程（案）について御説明をいたします。

初めに、第3回臨時会の会期日程（案）につきましては、本日、8月25日の1日でお願ひいたします。

次に、議事日程（案）につきましては、お手元に配付の案のとおりとなります。令和4年第3回白井市議会臨時会議事日程（案）、日程第1、会議録署名議員の指名について、日程第2、会期決定について、日程第3、諸般の報告について、日程第4、議案第1号、契約の変更についてになります。議案につきましては、臨時会となりますので、申し合わせのとおり委員会の付託を省略し、本会議方式により質疑、討論、採決でお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○伊藤委員長 ただいま説明がありました会期日程及び議事日程（案）について、質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑がないものと認めます。これで質疑を終わります。

局長より説明があった会期日程（案）及び議事日程（案）について、原案のとおり決定することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

議題2、令和4年第3回白井市議会定例会について、①提案予定の議案等についてを議題とします。

執行部より、今定例会に提案予定されている議案の内容について説明を願います。

高山総務課長。

○高山総務課長 それでは、令和4年第3回市議会定例会に提案をいたします議案の内容について御説明をいたしますので、資料を御覧ください。

報告第1号 継続費精算報告書について、所管課は財政課となります。一般会計の継続事業のうち、令和3年度に終了した事業について、精算報告をするものでございます。対象事業は三つ、健康プラン策定事業、環境基本計画策定事業、地球温暖化対策実行計画策定事業でございます。

続きまして、報告第2号 令和3年度白井市健全化判断比率の報告について、所管課は財政課となります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度の決算における健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告するものです。健全化判断比率の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それぞれ該当はございません。実質公債費比率は4.4%、将来負担比率は32.7%となっております。

続きまして、報告第3号 令和3年度白井市資金不足比率の報告について、所管課は上下水道課となります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和3年度の白井市水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものです。資金不足比率の状況ですが、水道事業会計及び下水道事業会計、それぞれ該当はございません。

続きまして、議案第1号 教育委員会教育長の任命について、所管課は教育総務課及び総務課となります。教育委員会教育長である井上功氏の任期が令和4年9月30日で満了となるため、井上功氏の再任をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。同氏の住所は、印旛郡栄町南、生年月日は昭和32年7月24日でございます。

続きまして、議案第2号 白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は選挙管理委員会となります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、白井市議会議員及び白井市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を変更するものです。施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は総務課となります。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、条例の一部を改正するものです。主な内容は、育児休業の取得回数制限を緩和するもの、非常勤職員の育児休業の取得要件等を緩和するもの、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業取得を柔軟化するものとなっております。施行期日は令和4年10月1日を予定しておりますが、本案は施行日が10月1日を予定していることから、議会の質疑、討論、採決を9月中に行っていただく必要があることから、9

月中の質疑、討論、採決をお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第4号 白井市税条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は課税課となります。地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、納税証明書の交付手数料の規定に、DV被害者等の住所に代わる事項を記載したものを交付する場合を含めること、住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴い、控除期間を「令和15年度まで」から「令和20年度まで」に延長するものでございます。施行期日は令和5年1月1日ほかとなっております。

続きまして、議案第5号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、所管課は建築宅地課及び財政課となります。建築基準法の一部を改正に伴い、条例の一部を改正するものです。主な内容は、法改正に伴う引用規定の条項ずれを整理するものです。施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、所管課は総務課となります。千葉県市町村総合事務組合組合長から、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があったため、提案するものです。主な内容は、千葉県市町村総合事務組合を組織する団体に四市複合事務組合を加入させるものです。施行期日は令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第7号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第6号）について、所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,215万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億8,710万6,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、福祉施設が行う施設改修費用に係る国の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、歳入と同額を補助金として支出するため計上するもの、学童保育従事者及び保育士の賃金を改善するため、国が令和4年2月から実施している放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業について、令和4年10月から令和5年3月分に係る費用については、子ども・子育て支援交付金及び子どものための教育・保育給付費交付金に位置づけされたことから、新たに予算化するものでございます。国の地方創生臨時交付金及び国の補助金を活用し、コロナ禍において感染防止対策等の業務が増加している保育園の業務を効率化し、保育士の負担軽減を行うため、私立保育園システム等導入に対する補助制度の新設並びに公立保育園へのシステム等導入及びWi-Fi環境整備のため所要額を計上するものです。

なお、本件につきましては、午後開催予定の全員協議会で説明をする予定となっております。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等について、令和3年度の実績に基づき返還を見込み所要額を計上するものです。国の地方創生臨時交付金及び県の補助金を活用し、コロナ禍における物価高騰等に伴う経済的負担の影響が大きい多子世帯の保護者の負担を軽減するため、市内の小中学校に通う第3子以降の学校給食費を無償化するため所要額を計上するものです。

なお、本件につきましても、議員全員協議会のほうで御説明をすることとしております。

続きまして、議案第8号 令和4年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、所管課は保険年金課となります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,095万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億996万9,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入歳出予算として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、令和4年度国民健康保険事業費納付金の決定に伴い所要額を補正するものでございます。

続きまして、議案第9号 令和4年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）について、所管課は高齢者福祉課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,713万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,505万2,000円とするものです。

補正内容は、歳入歳出予算として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国庫負担金、県負担金の一部を返還するため所要額を補正するもの、令和3年度の介護保険特別会計保険事業勘定の事業費確定に伴い、一般会計からの繰入金の一部を返還するため所要額を補正するものです。

続きまして、議案第10号 令和4年度白井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、所管課は保険年金課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,286万円とするものです。補正内容は、歳入歳出予算として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものです。

続きまして、議案第11号 令和4年度白井市水道事業会計補正予算（第1号）について、所管課は上下水道課となります。収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ127万9,000円減額し、6億2,013万7,000円とするものです。また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ539万2,000円増額し、資本的収入の予定額を7,710万6,000円、資本的収支出の予定額を1億1,290万円とするものです。主な補正内容は、収益的収入及び支出として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、資本的収入及び支出として、第三緊急連絡管設置工事の施工方法の変更や、建築資材の高騰などにより、工事請負費が不足するため増額するものでございます。

続きまして、議案第12号 令和4年度白井市下水道事業会計補正予算（第1号）について、所管課は上下水道課となります。収益的収入及び支出を補正するもので、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ134万7,000円減額し、14億7,699万6,000円とするものです。また、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ370万3,000円減額し、資本的収入の予定額を3億4,132万1,000円、資本的支出の予定額を4億4,065万8,000円とするものです。補正内容は、収益的収入及び支出として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するもの、資本的収入及び支出として、人事異動に伴い職員人件費を現員現給に調整するものでございます。

議案第13号から議案第15号までは、令和3年度白井市歳入歳出決算、一般会計ほか3会計、白井市水道事業会計決算及び白井市下水道事業会計決算について、監査委員の意見書を付けて議会の承認を求めるものでございます。

以上が、令和4年第3回市議会定例会に提案をいたします議案の内容となります。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 以上で説明は終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、執行部部長、課長、退室のほどよろしくお願いいたします。

〔執行部退席〕

○伊藤委員長 次に、議会事務局長より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、請願、陳情、一般質問について御説明をいたします。

請願につきましては、本定例会に関わる提出はございませんでした。

陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表を御覧ください。

今回、市外からの陳情が3件提出されております。説明します。

受理番号第4号、受理年月日、令和4年6月10日。中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情。陳情者は井田敏美さん、住所は兵庫県伊丹市北伊丹1-75。陳情項目は1項目です。中国共産党による臓器収奪を非難し、法輪功に対する迫害に代表される種々の人権侵害の即時停止を求める意見書を日本政府に提出することを要望する。

2点目、受理番号5番、令和4年8月23日に受理しております。「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書でございます。陳情者は、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、田中弘美さんでございます。住所は千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。陳情項目は1項目です。2023年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出いただくお願いを申し上げます。

3件目です。受理番号6号、受理日は令和4年8月23日。「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書。陳情者は5番と同じ、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、田中弘美さんでございます。住所は千葉市中央区中央4-13-10、教育会館。陳情項目は1項目です。2023年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するため、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げますということでございます。

続きまして、一般質問につきましては、お手元に配付の一般質問通告書を御覧いただきたいと思います。

2ページ目をお開きいただきまして、一覧表のとおり、今回は12名の議員から20項目の通告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは次に、議長より、陳情の取扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いします。

岩田議長。

○岩田議長 提案がありました3件の陳情、陳情第4号から陳情第6号については、いずれも市外からの陳情となりますので、先述のとおり議長報告としたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 以上で説明が終わりました。ただいまも議長より説明のありました陳情の取扱い及び、これ議案の付託先については今じゃない、これ一緒になっちゃっているけれども、分けたほうがいい。失礼しました。

それでは、以上の陳情の取り扱いについて、御意見はございますでしょうか。

ないということですのでよろしいですね。議長報告ということで。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 了承いたしました。

続きまして、議案の付託先委員会について、議長より説明を求めたいと思います。

岩田議長。

○岩田議長 執行部より本定例会に提案予定されています議案につきましては、お手元に配付、付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ただいまの説明について、何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見はないものと認めます。

陳情の第4号の取り扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

陳情第5号の取り扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

陳情第6号の取り扱いについては、議長報告とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長報告とすることに決定しました。

次に、議案の委員会付託については、議長の説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、議長説明のとおり、議案については付託することに決定しました。

次に、②会期日程及び議事日程についてを議題とします。事務局長より会期日程及び議事日程(案)について説明を求めます。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、会期日程及び議事日程について御説明を申し上げます。

まず初めに、会期日程(案)について御説明いたします。お手元に配付の会期日程(案)を御覧ください。

会期につきましては、9月1日から10月11日までの41日間としております。

初めに、9月1日につきましては、議席の一部変更、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告の後、報告第1号から報告第3号及び議案第1号から議案第15号までについて一括上程、提案理由の説明及び報告。議案第1号については、人事案件であることから質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第15号について議案内容の説明となります。

一般質問につきましては、9月6日に4名、7日に4名、9日に4名でお願いしたいと思いますが、9月6日の正午には大綱的質疑及び総括質疑の締切りとなります。

なお、大綱的質疑につきましては、本来、議案第2号から議案第12号について行うところですが、議案第3号については9月中の議決が必要であることから、9月12日の採決を予定しております。このことから、大綱的質疑については、議案第3号を除く議案第2号及び議案第4号から議案第12号までが対象となります。総括質疑については、例年同様、決算認定の議案となり、対象は議案第13号から第15号となります。

次に、9月12日につきましては、議案第2号及び議案第4号から議案第12号について大綱的質疑の後、常任委員会付託となります。

次に、議案第3号について質疑、討論、採決を行います。

次に、議案第13号から議案第15号について総括質疑を行い、決算審査特別委員会を設置し、特別委員会付託となります。

次に、9月14日から16日までにつきましては、各常任委員会の開催。

次に、9月21日、26日、28日、30日につきましては、決算審査特別委員会の開催。

最終日を10月11日として、各委員会に付託された議案について、各委員長による審査経過及び結果報告並びにこれらに対する質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上、会期日程(案)となります。

続いて、議事日程(案)ですが、お手元に配付の議事日程(案)を御覧ください。

日程第1、議席の一部変更から、会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告、報告3件、議案15件、陳情3件及び一般質問となります。なお、陳情3件につきましては、議長報告となりますので議事日程から削除することとなります。

以上で説明を終わります。

○伊藤委員長 ただいまの説明のありました会期日程（案）及び議事日程（案）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定すること。

血脇副議長。

○血脇副議長 すみません、この会期日程（案）についてあれこれ言うわけではないのですが、10月の11日に各委員会に付託された議案等についてということなのですが、前回もこういうお話をしたような記憶があるのですが、等を抜いたほうがいかと。陳情請願があるのだったら、等でいいのですが、ここは等を抜いた形で議案についてということのほうがよろしいかと思えます。すみません、余計なことかもしれないのですが、お願いします。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

事務局長は何かこれについて答弁ありますか。

局長。

○永井議会事務局長 今、御指摘のとおり、今定例会におきましては議案以外のものがございませんので、除かせていただきたいと思えます。

○伊藤委員長 今、血脇副議長より御指摘のあった議案等の等が、今回は陳情、請願がないので、議案しかないということで、等を取るということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 意見書というのは、どうなの。何だっけ。最終日3日前に出すのは。発議案があった場合は、どういうことに。

○柴田委員 でも、委員会に付託されたものではないからね。議案じゃないからね。

○伊藤委員長 では、問題ないということで。今回は取るということでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、もう一度、会期日程（案）及び議事日程（案）について、協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 異議なしと認め、協議のとおり決定することに決定しました。

それでは、議題の3、白井市議会個人情報保護に関する条例についてを議題とします。

本日は、今後の進め方について事務局長より説明をいただき、共通認識をお持ちいただき、今後の報告のことを考えていきたいと思えますので、個人情報の条例を当議会運営委員会で作成するというふうに決まっておりますので、そのつくっていく過程等の段取りを事務局長のほうに説明をお願いいたします。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから個人情報保護条例の案件について御説明をさせていた

できます。配付をさせていただいた資料が三つあるのですけれども、資料というのをお開きいただきたいと思います。（仮称）白井市議会個人情報保護条例の策定の進め方（策定方針）（案）という資料でございます。

こちらにつきましては、今、冒頭で委員長さんのほうからございましたように、議会の個人情報保護条例の策定を議会運営委員会のほうに、所管ということになりましたので、今後の進め方について整理をし、まとめましたので提案させていただくものでございます。資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

1番の目的については御説明したとおりでございますけれども、策定に係る基本方針を定めて、効率的かつ適正な条例案の策定を進めたいということでございます。

2番目に、策定に当たっての視点ということで三つほど上げさせていただきました。今回、国のほうの法改正ございました中での動きということで、法改正の趣旨に極力のとった形で行っていくという視点が必要かなということしております。ですので、今回は原則法律を遵守するというのでまとめさせていただきました。

それから、2点目として、現制度との整合性を図るということで、今、白井市の中でも個人情報の制度を講じておりますので、市民に不利益等が生じないように現制度との整合を図るという視点が必要だと。

それから、3点目として、白井市としての統一性を持たせるということで、議会と執行部は独立はしておりますけれども、市民に不利益や混乱が生じぬよう、白井市としての統一的な制度とする必要があるのではないかというふうに考えております。

3番としては進め方ということでございまして、これから案をつくっていく作業の進め方、整理の仕方ということでございます。内容としましては、改正法、法律ですね、新しい法律と、それから全国市議会議長会が作成した条例案、それと現行の白井市個人情報保護条例の三つを比較をした中で、下にまとめました四つの区分に整理、分類をして、区分ごとの考え方に沿って案を作成したいというふうに考えております。

イメージとしては、参考資料2というものでお配りをさせていただいたものを御覧いただきたいと思います。こちらの表は、先日、全協のときにお配りさせていただいた全国市議会議長会の条例案と、そこに改正後の個人情報保護法との附則というものがあつたのですけれども、そこに現行の白井市の個人情報保護条例を入れて比較できるような形にまとめてみました。ただ、こちらの資料は、すみません、まだ実は作成中ございまして、完成に至っていないというところで、本当は資料としてお出しできるレベルではなかったのですけれども、これがないと少しイメージが湧かないかと思いましたので資料として提示させていただきましたので、取扱いのほうは御注意いただけたらと思います。

そういった比較をしまして、資料のほうに戻っていただきたいのですけれども、大きく分けますと変わらないものと変わるものというのがございます。現行制度を踏襲するものについては、そのまま踏襲というふうな形で進めさせていただけたらなというふうに考えています。

それから、現行制度と比較が、変更があるものについては、大きく分けると三つに分けられるかな

というふうに考えております。現行制度になく新たに課されるものというものが幾つかございまして、これを制度の改正の趣旨を鑑み、そのまま踏襲するという形がよろしいかなということでもとめさせていただきます。それから、現行制度と比較して、新しい制度のほうが充実されているものというのがあります。これも制度改正の趣旨を鑑み、そのまま踏襲していくという形で整理させていただいたらというふうに思っています。4点目が、どちらかという市現行制度のほうが上回っているというのが幾つかあるかと思っておりますので、これについては、市民等に不利益が生じないように判断していきたいという形で整理をさせていただきたいと考えています。

ちなみに、先ほどの参考資料の2というやつを4ページをお開きいただきますと、これ欄が左端が議長会が提示した条例案です。二つ目が現行の白井市の条例。3列目が改正個人情報保護法となっております。この中で、4ページですと、現行の市の条例2は空欄になっています。こういったものは新たに加わったものというふうな捉え方をさせていただければというふうに思います。

また、大分先に飛んでしまうのですが、50ページ、51ページ辺りを見ていただくと、市の個人情報保護条例には規定が入っているのですが、両脇のほうには入っていないものなどございまして、こういったものは今、市のほうが上回っているといえますか、違う部分ということになりますので、こういったものをどうしていくのかというような整理の仕方をしながら進めていきたいというふうにまとめさせていただいたところでございます。

次に、また策定方針の案の資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。次に、4番として市民参加についてでございます。市民参加につきましては、白井市市民参加条例に基づきまして、パブリックコメントを実施したいというふうに考えております。ただ、パブリックコメントを実施する場につきましては、こういう条例案につきましては条例そのものではなくて、考え方を示した骨子案によって行うことが割と多い形になっておりますので、そういう形で進めさせていただきたいというふうに考えています。

骨子案というのはどういうものかということで、参考資料の1として、これは他市で今、実際にパブリックコメントを骨子案として行っているものをサンプルとしてつけさせていただきました。これは同意をもらっていない資料なので、名前を伏せさせていただきました。このまま全く同じものをつくるという意味ではないのですが、骨子案というのはこういうしつらえになっているということとを少しイメージとして共有させていただけたらと思っております。このペーパーですと5ページぐらいにまとまっておりますけれども、実際、白井市議会の条例の骨子案というのが何ページにまとまったというのは、これから作業をやっていきますけれども、おおむねこんな感じの内容のものをつくって、パブリックコメントを実施していきたいというふうに考えているというところで御理解いただければというふうに思っております。

次に、2ページ目に進んでいただきたいと思っております。すみません、資料のほうで策定方針のほうの2ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

5番目として、他機関等との調整ということでございます。三つ上げております。

一つは、市の執行部ということでございまして、先ほど申し上げたように、市民等に混乱や不利益

が生じないよう、市としての統一性を持った制度とする必要があるかなということで、考え方のすり合わせを行う必要があるというふうに考えています。

それから、2番目として、白井市個人情報保護審査会というのがございまして、審査会をどうするかということなのですが、制度が大きく変わって、議会として条例を制定するというところでございまして、そういったことをこちらの審査会のほうに報告をさせていただいて、今後の適正な制度運営を図っていききたいというふうに考えています。

3点目としましては、検察庁でございまして、今回、法律のほうで罰則規定を設けておる関係で、条例においても罰則規定を設ける必要があるというふうに考えられています。罰則規定を設ける新規条例については検察庁との協議が必要とのことから、こちらを行う想定でまとめさせていただいております。

それから、6番目として広報でございまして、2点あります。パブリックコメントの実施に当たりましては、議会だより、なかなかタイミングが合わないので、広報しろいと、それから議会のホームページを活用して周知を図っていききたいと考えております。それから、制定等につきましては、議会だよりやホームページを活用して周知を図っていくということでまとめさせていただきました。

最後に、7番の策定スケジュールでございまして、ちょっと見づらいのですが、どこの所管が何をやっているのかという、その作業工程に準じた形で少し整理をさせていただきました。大きな流れとしましては、10月にはパブコメ、それから11月には検察庁の協議、それから3月議会には上程しなくちゃならないというような、そういったところを想定した形でのスケジュール案となっております。議会運営委員会につきましては、議案の上程までを含めまして6回ないし7回ぐらいを想定しております。一番上の進め方の決定、①というのが今回になります。今回、御承認いただけましたら、これにのっとって作業のほうを進めさせていただいて、9月中にできれば2回ぐらい協議をいただいて、10月の会期末前後には骨子案の確定というような形で進めていききたいと思っております。その後、パブリックコメントを実施しまして、その結果を踏まえた最終案ということで、11月上旬に⑤ということで考えております。案ができましたら、検察庁のほうの協議に入りまして、おおむね3か月かかって制定されたもので、また最終案ということで2月上旬に決定して、議案という形でまとめさせていただいて上程。その流れで予定のほうは組ませていただいたところでございます。そのほかも御覧いただければというふうに思っております。このような形で、今後こういう段取りで進めさせていただけたらということで、提案でございまして、よろしく申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長 今、局長のほうから今後の進め方について説明がございましたが、何かこの時点で聞いておきたいことでもって、ございました。

平田委員。

○平田委員 大筋の流れは理解いたしました。それで、補足というところの骨子案についてですけども、変わる部分とかというだけじゃなくて全体を見たいという市民の方ももしいらっしゃった場合は、それが御覧になれますというような項目を入れて、リンクか何かで誘導したりとかそういうこと

ができるのか、あるいは議会事務局に問い合わせてくださったら全文を御紹介できますとか、そういうことをするのかしないのかというのは、検討されているかどうかを伺います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 その辺りは、これからの進め方になってくると思うのですが、現状と提案させていただいたスケジュールにおいては、一字一句の条文の制定というのは11月上旬を想定しておりまして、たたき台みたいなものは当然つくっていくのですが、お示しできる制度としての条例案というのは、まだパブリックコメントを実施した段階では出来上がっていないというふうには想定しておりまして。となると、それを工程にするのは難しいかなと考えておりますけれども、逆にそれを出す必要があるということであれば、並行して進めていくように段取りはしたいと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 時期的な問題があるということは理解いたしました。それで、今のものと新しいものを両方並べてみてとかいう方ももしかしていらっしゃった場合に、お断りせずに対応するという含みだけは持っておいていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 議会の個人情報保護条例なので、今ないので、これから新しくつくるわけだから、現行との比較はできないわけです。なので、見せ方どうするか、骨子案でいいのかどうかという、それも今後の議論ではないのかなと思います。今は、それは見せることはできないわけですから、どういふふうにお示ししてパブコメをとるのかというのも、一応協議をしていかないといけないことだとは思いますが。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

国の法律が変わりまして、それに伴って、市のほうはそれに伴った情報を作成しようと。議会は全くそこから外れて新たに作らないといけないという状況であるということ認識していただいて、ですが、この議会独自でつくっちゃうというわけにいかないの、やはり元の法律、市との整合性を取りながら作成していくという形になるというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ということなので、今後、議会運営委員会として、この工程で進めていくけれども皆さん大丈夫ですかということなので、御意見はいかがでしょう。9月の議会中に、2回ぐらいはこの個人情報についての議会運営委員会を開きたいというふうに考えておりますが、皆さんその辺は御理解いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、ほかに何か質疑ございますか。

ないようでしたら、ただいま議会事務局長のほうから説明のありました今後の策定の進め方というものに沿って策定していきたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そのように決定させていただきます。

それでは、続きましてですが、時間が時間ですので、ちょっと休憩を入れたいと思いますので、11時5分まで休憩にさせていただきます。

休憩 10時55分

再開 11時05分

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

議題の4、行政視察について議題といたします。日程表を皆様にお配りさせていただいておりますけれども、大丈夫でしょうか。お手元に出るまでちょっとお待ちしますので、メールからでもファイルからでも。それでは、全員お手元に行程表が大丈夫でしょうか。

では、この議会運営委員会の行政視察について、提案を受けたものを行程表にさせていただいたものです。これを見ていただいて、この登別が、登別の視察を受け入れるに際して登別市内に宿泊をしてほしいという条件がついているということで、今、シングルルームの確保難しいというふうには一応書いてあるのですけれども、一応ホテルは探したのですけれども、そこで10部屋が確保できるかどうかというのは、今、今日確認取ろうと思ったら、今日ホテルの休館日で。いまだに休館日ってあるのだろうか、私もちょっと不思議なのですけれども。でも電話をしていただいたら休館日で、本館と別館があるらしくて、本館のほうでは別館のほうの、10部屋も一遍に確認できないのでちょっと待ってくれというふうな話なのですけれども。という状況なのです。それで、これをもしシングルが10人分取れなかった場合に、相部屋でも構わないのかどうか、まずそこから確認していきたいのですけれども、相部屋だったらやめて、ほかのにしようとか、何か御意見ございますでしょうか。

影山委員。

○影山委員 相部屋ですと多分、私が、ちょっといびきが大きいので、相部屋、もう一人の人に、同室の人に迷惑かける可能性が大でございます。

○伊藤委員長 これはもしかしたら取れるという可能性もあるということで。ほかの影山さん以外の方は。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 やっぱりコロナのことがキーになるかなと思っていて。だから行く前に全員PCR検査やるとか、何か気をつければいいのかももしれないのですけれども、寝るときマスク外していたら、確実にどちらかが感染していれば、濃厚接触者以上か感染するなと思うのがちょっと気になる。ずっとマスク外せないのかなというのが気になるので、できれば個室取ってほしいとは思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。9人と随行で10人という形になるのだよね。ということで、10部屋が確保できればいいのですけれども、そのホテルのツインのところを1人で使うという形になるホテルしかないようなので、例えば七つしか取れなかったら、相部屋の人でも何人かできてしまうという可能性もあるということが懸念されるという今の状況です。それについて、あとほかの。

平田委員。

○平田委員 全て明日になったら分かるのですよね、休館日じゃなければ。

○伊藤委員長 明日になれば分かると思います。

○平田委員 その時点で方策を考えてもいいかなと思います。結局、何が何部屋取れるということが決定してからということでもいいのかな。

○伊藤委員長 明日決めるといっても、委員会のほうもいつ開かれるかということになると、その部分がどういう連絡方法で、メールでもよろしいですか、委員の皆さん、連絡方法。

平田委員。

○平田委員 私はメールで結構ですし、それでも必要というのだったらZ o o mの会議でもいいし、取りあえず意思表示がお互い連絡できればいいのだと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

それでは、宿泊に関してもそうなのですけれども、それだけではなくて、この行程を少し見ていただいて、宿泊はいいけれども行程自体はちょっと無理なのじゃないかとか、そういった御意見があったら。

また、もう1点は、宿泊がもし無理であった場合には、次の視察、今現在で上がっていない日帰りのできるような視察も候補に上がっておりましたので、そちらに変更してもいいのかどうかとか、いろいろ意見を頂きたいのですが。選択肢を広げておきたいのですが。

柴田委員。

○柴田委員 いろいろお手数をおかけして、ありがとうございます。その問合せをしているホテルというのは、選択肢は登別の中では幾つかあるのですか。それとも、ビジネスホテル的なところは1か所ということなのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局 先日、登別のほうに問い合わせをして、シングルで対応できる宿がないかということを確認した中で、提示いただいたのが今、話題になっている分で、そこ以外にはないのかなというふうには考えております。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ということは、金額的にも範囲内で収まるということによろしいですよ。

○伊藤委員長 今もらった資料で、平日の朝食付きだと1万2,400円という数字が出ている。それ幾らまでなら。

局長。

○永井議会事務局 正確なところではないのですけれども、今、確認をしました限りでは、予算の範囲でいけるかなというような状況でございます。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 私、行ったことはありませんけれども、温泉の素で登別というのあるじゃないですか。ということは、宿泊施設はここだけじゃないと思うので、ここを御紹介いただきましたけれども、ほかはありませんかとか、あるいは登別市内で宿泊するというので、みんなが泊まれるところがなかったの、市内のこっちに変えましたということをお先に言うということではできるのですか、できな

いのですか。

○伊藤委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 宿の件につきましては、おっしゃるとおり、ここは観光地といいますか温泉地でございますので、旅館自体は幾つかございます。ただ、全て大部屋といいますか相部屋形式の宿ということで、普通に検索すると、シングル泊まれるお部屋は見つかりませんでした。先方の市役所に確認をして、そういう対応が取れるところはないかということで御紹介いただいたのが、今、話題になっているホテルさんというような状況でございます。

他市での宿泊で構わないかということでは、現時点では確認を取っておりません。

○伊藤委員長 登別温泉に行ったことある方、いらっしゃいますか。北海道の物すごい大きい温泉地で、ホテルも大きいのが多いのですよね。そういう状況の中で、シングルで、一人で泊まれるという部屋が限られてしまっているというのは現実だと思います。そういう状況で、取れなかったときにはどうしようかなという。

齊藤委員。

○齊藤委員 もしホテルのほうが大丈夫であれば、このまま予定どおり決行することでいいと思うのですが、もし部屋が取れないとなったときには、先ほど委員長がおっしゃったように、例えば、ほかに出ていた日帰りのできる視察というのを、皆さんどんなふうにお考えかというのを確認したいと思います。

○伊藤委員長 それでは、もしこれが、宿泊がうまくいかないような状況であった場合には、日帰りの視察でもいいかどうかということなのですから。

○柴田委員 会津若松が最初候補として。

○伊藤委員長 会津若松。議題に上がっていたのは、あれはどこだっけ。あったよね。

○柴田委員 はい。会津若松市議会と、岩手県奥州市議会というセット。

○伊藤委員長 もし駄目だったら、これを除いて、また一から作り直すという形にしますか。9月議会中ありますので、11月なので2か月ぐらいあるので、その中で進めていくという形に、もし駄目だったらしていくという形でもよろしいですか。

徳本委員

○徳本委員 取れない場合というのは、どういう場合を言っているのですか。同じホテルで。

○伊藤委員長 部屋が10個確保できない場合です。

○徳本委員 市内にお金を落としてほしいというのが絶対条件ということなのですかね。

○伊藤委員長 そういうことです。

○徳本委員 まだ確認取れていないということなのですかね。

○永井議会事務局長 受け入れ条件として示されていると。

○永井議会事務局長 対外的に認めてもらえるかということは。

○徳本委員 市内だったら別のホテルでもいいんじゃないかと私は思っているのですけれども。必ずしも同じホテルの、だって10部屋取れないわけですから、市内で別の。

○伊藤委員長 別ないんです。

○徳本委員 全くないんだ。

○永井議会事務局長 ホテルはあるのですけれども、シングル対応しているのが、ここしか。

○徳本委員 私は視察先まで変えるのは反対というか、同じところで何とかなる方法を考えればいいのではないかなと思います。取れなかったとしても、一部の人、市外でもいいかとか、感染対策のことを伝えれば理解してもらえるのではないかなと思っているので、それを聞いてみてほしいです。

○伊藤委員長 それでは、これの日程表、宿泊以外の部分については、これで大丈夫だということでもよろしいですか。朝早かったり、いろいろありますけれども、後からこんなんじゃないか嫌だったとかいうことはないということで、理解してよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、宿泊については、ホテルが確保できない場合はどうするか、もう一度こちらのほうで、相手の受け入れ先のほうとも相談しまして、探せる方法を考えて進めていきたいと思えます。それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 そのほかの行程については大丈夫ですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、視察についてはここまでとさせていただきます。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題の5、一般質問の順番の変更にかかる申し合わせの変更についてを議題とします。この件について、先日19日の議会運営委員会で本日協議することとしておりますので、今までの経過といたしましては、議長のほうから一般質問の会派内での入替えとは別に、議員間での入替えは可能になるかどうかということを議会運営委員会の中で協議をした結果、議長の許可を得て一般質問の順番を変更するのは、やむを得ない事由の場合いいのではないかとということで、議会運営委員会で決定したという理解で皆さんよろしいですね。違うという方はいらっしやいませんね、この理解について。

○柴田委員 ここまでは大丈夫。

○伊藤委員長 ここまでは大丈夫ですね。

その件について、この決定した部分についてを今後に残すために、どのような方法で明記していったらいいかということなのですけれども、御意見をお伺いしたいと。

柴田委員。

○柴田委員 毎回、6月議会はどういうふう運営しようとか、コロナが始まってからそういうふうに毎回、議場の外のところに飲み物置いてもいいとか、今回もそれを踏襲しようとか、そういうようなことを毎回決めてきていて、それは議運決定であって、そういう一々申し合わせとかを入れていないわけですよ。今回についても、一般質問については一応申し合わせがあると。申し合わせにのってやっているけれども、こういうことを認めたらどうかという協議がされた。それはあくまで

議運決定で、今後どうなるかも分からないし、せいぜい入れるとしたら事例だろうと。また、これできなり申し合わせに入れちゃったら、この議事録を読んでも、申し合わせようにはしないで、じゃあこれで、議運のこの決定でいきましょうというような発言を議長もしているし、私も、せいぜい先例ではないですかというような議事録しか残っていない中で、何できなり申し合わせになったのかと。そこが不透明なまま申し合わせに入れてしまうというのは、後で振り返ったときに困るわけですよ。こういうことで申し合わせに入れたのかと。

それと、今まで申し合わせというのは、全員協議会の中でしっかり、これ申し合わせに入れましょうか、入れないことにしましょうかというのを諮って、みんなで決めてきた話であって。議運決定が全協で報告をされ、全協でも要望がされているのであればともかく、いきなり申し合わせに入れてしまうというのは、私はちょっと乱暴すぎると思うのですよね。

だから、このことについて、いいのではないかとは思っていますけれども、実際、だからそういう意味で手続的にちょっと飛び越えすぎ。だから、これはもうちょっと申し合わせに入れるのは、私はなしにしてもらいたいです。入れるのだったら、事例として入れてもらいたいです。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

○柴田委員 もう一つ確認したいのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 この間そういう決定をして、くじも引きました。議員間で順番の入替えは行われたのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 9月の定例会における一般質問においては、特別な事情の案件はございませんでした。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 じゃあ、なおのこと、何も今、慌てふためいて申し合わせに入れることはないですよね。こういう協議をして、オーケーとしたという議運決定があるということでもよろしいわけですよね。何で申し合わせに入れるのか、逆に理解に苦しみます、私は。

○伊藤委員長 この決定は、今後ずっと引き継がれるものと理解しているのですけれども。

柴田委員。

○柴田委員 であれば、申し合わせに入れましょうという決定をしなきゃいけないです、議運で。それなしです。何かあったら協議しますみたいな話で終わっています。全協での報告がない。その中で申し合わせに入れなければというふうに、そこに、そこが私は逆に分からない。

○伊藤委員長 そういった御意見がございますので、皆様がどうするのか、どうしたらいいかという御意見をお伺いして、もし、申し合わせに入れたほうがいいというようなことが、御意見があれば、今日の議会運営委員会でその部分を決定をして、議長のほうに報告させていただくという形に取りたいと思いますけれども、御意見はいかががでしょうか。

平田委員。

○平田委員 今後のことを考えますと、やはりきちっと決めたっていうことを残しておかなきゃいけないと思います。じゃないと、その都度そういう事情があったときに、もう1回ゼロベースで話し合わないといけないということになりますので。一応、私たちはその合意形成はできているわけですから、プロセスとして申し入れにいたしましょうということだけを今日決めれば、すっきりするのではないかと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 前回、私は賛成答弁というか、その時点で私はそれがずっと続くものだと思って勘違いしていました。

○伊藤委員長 勘違いじゃない。

○秋谷委員 そう思っていました。

○伊藤委員長 血協副議長。

○血協副議長 この辺りの会議録をちょっと見たのですけれども、いろいろ協議された中で、会議記録の中の34ページなのですけれども、そこで伊藤委員長から、今までの申し合わせはこのままにして、追加として特別な事由があると認めるかどうかは議長が判断するのですけれども、議長の許可を得て変更は可能にするということで決定してよろしいですかというような形で委員長の発言があったわけですけれども。

この中でちょっとあれなのが、今までの申し合わせはこのままにして、追加としてという言葉、この追加という言葉が皆さんがどのように捉えたかによって認識の違いがあってしまうのかなと思うのですけれども、この辺りは、今日のこの議会運営委員会の中で明記するのか否か、その辺を協議するといいいのかなと思うところでございます。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

岩田議長。

○岩田議長 この議運の中で、あるいは全協で共通認識ができたのですけれども、多分改選後、あるいは事務局の職員が全部入れ替わったときに、何らかのこの申し合わせにそういうものが残っていないと、それは会派内じゃないから駄目なんじゃないかとなっちゃうと思いますので。できれば申し合わせに、1行なり2行といいますか、それを付け加えてもらったほうが、議長とすると分かりやすいのかなと思っています。

以上です。

○伊藤委員長 ほかの委員の方。

徳本委員。

○徳本委員 今の議長のじゃないですけれども、自分が確認したい議事録では、まず申し合わせをそのままにしてというのがあったのです。その後の議論で、最後に柴田委員が、申し合わせには入れな

いのですよねというような確認をしたときに、入れる場合はちゃんと協議をして連絡しますって伊藤委員長が言っているのですよね。今回はそういう入れることにしたという連絡をすると言ったけれども、されていなかったなので、私もちょっと入れることは承知していないなと思っています。

改めて入れるかどうかというところですけども、実はこの議運メンバーのほかの人から恣意的に交代する、交代を求める場合がもしかしたらあるのではないかという意見も出たのですね。それは考えすぎかもしれないですけども、特別な事情だと言いながら、自分をもっと早くやりたいとか、質問内容が出た後で、かぶるときもあると。それで、意図的に交代を申し出る場合があるのではないかという意見があって、自分はそれをまず思いついていなかったのですけれども、そういった危惧とかもあるという意見が外ではありますので、やってみる前に申し合わせを変えてしまうというのは、ちょっと私は心配だなと思っています。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今回の危惧に関しては、前回のこの場で申し上げました。それで、私まだ準備ができていないから後にしてほしいとか、そういうことで変えないために、議長にちゃんと事情を話して了解を受けてということで、それはもう、その危惧については解決していると思っています。その上での申し合わせをどうするかという、今の問題点はそこだけだと思っています。

○伊藤委員長 和田委員、何か御意見ございますか。

○和田委員 前は、5月の頃から入っていた予定で参加できなかったもので、まず発言としては、この一般質問に関しての件は、賛成の立場だということを表明させていただきたいと思います。

続きまして、議運ということだったのでですけども、これはあくまでも例外中の例外という形で理解しております、当会派として、当会派メンバーの今回、要望といった形もありましたが、このような本当に誰もが見ても明らかな事情といった形ぐらいしか認められないようなものという理解で、そこまで心配されることはないのではないかと、私そういうところで思っている次第で、申し上げたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 和田委員、認識は分かったのですけれども、これをどういうふうに残していったらいいかというふうなのですけども。

和田委員。

○和田委員 先に、申し合わせに載せるということでもいいのではないかという考えでございます。

○伊藤委員長 申し合わせに載せたらいいのではないかと。

岡田委員は、御意見をお伺いしたいと思いますけれども。

○岡田委員 申し合わせに載せるという方向で、この場で皆さんの意見を決めて、それで全協に上げるというふうにしたらいいと思います。

○伊藤委員長 ちゃんと順番を踏めばいいということですよ。

○岡田委員 はい。

○伊藤委員長 斉藤委員、意見をお願いいたします。

○斉藤委員 これは皆さんで合意して、こういうことをするというを前提していて、それをどこかにきちっと明記をするかどうかということで、前はきちんとその辺のところの皆さん了解を得ていなかったということがあったかと思います。

改めて、例えば今回そういう事例があったとしたら先例に入れるということも一つの考え方かもしれませんが、それが今回なかったわけですから、でも、このシステムがこの後ずっと続くということを考えれば、申し合わせに入れるということでもいいのではないかと思います。

○伊藤委員長 先ほど徳本委員が危惧されていた部分は、私の認識ですと、交代する相手の議員がいますので、その議員が納得してというのが2段目、議長の許可に加えて、そちらの相手側の議員もあるわけですので、自分でどこに行きたいというわけにはいかない話なので、その辺は大丈夫かなというふうには私は認識しているのですけれども、その辺の危惧は大丈夫ですか。

徳本委員。

○徳本委員 そこは私もずっと危惧していると言っていました、会議中に。つまり、特別な理由ですと言われたら断れないだろうと私は思っているのを心配して、ずっと会議で言っていたのですよ。その考えは降ろしたのですけれども、最終的には、みんな大丈夫と言ったので。実際には全員、元気な人は出るわけですね。全員どの日も出るわけで、断る理由がないのですよ、病気の人に言われた場合。だから、実質的には駄目と言えないのではないのですかということを私は心配して言っていました。だから、交代ではなく、その人をずらせばいいという意見を言ったけれども、それはあんまり皆さんの賛同を得られなかったのですよね。だから、それはずっと心配したままです、私は。

○伊藤委員長 ほかに御意見、これについて。

柴田委員。

○柴田委員 今まで申し合わせで決めるのは、かなり慎重に何回か諮って、全協でも報告をしという手を踏んできていたわけです。それが、今回こういうことになったので、私は申し合わせの決め方自体も、これからどうするのかということを考えたほうがいいと思います。

今回についてですけれども、議運決定って、何ら運行上問題ないなと思っていますけれども、みんな入れたほうがいいというのであれば、それにあえて反対する理由はありませんが、こんなことまで申し合わせに入れるのかという思いが一方ではあります。他市の事例とかも見ましたけれども、申し合わせでこういうことまで入れているところというのは見当たらなかったし、せいぜい先例ですよって、ほかの議会事務局の人、言われちゃったりもしていますので、ここまでやるのかなというのは、私についてはずっと疑問です。

でも、申し合わせに入りたいと皆さんがおっしゃるなら、それはいいと思いますが、この文章、また、特別な理由がある場合に限り議長へ届け出をし、許可を得た場合というのを、議員間の入替えができることとするというふうにありますけれども、今回のような場合というのは、一般質問が始まる時にもう分かっている状況ということですから、一般質問を通告する際には、だから要は事前に届け出をしないよということを一言入れたらどうかと思います。基本、個人の事情で、例えば遅刻をしてしまったとか、交通事情で来られなくなってしまったとか、そういうことで質問ができない、でき

る時間に間に合わなかった場合というのは、それは個人の責任で質問を取りやめるとか、本来的にはそういうものだと思いますよ、一般質問というのは、自分の都合でずらしてもらってとか、今回については、特別な事情だとみんなが認めたことだから仕方がないと思いますけれども、一般質問というのは本来そういうものですから、もう少し厳しく、特別な事由がある場合はきちんと事前に議長に申し出て、許可を得ておくことみたいなことを入れたほうが、私はいいと思います。

○伊藤委員長 それでは、皆さんの意見を大体お伺いして、会派内の順番の入替えについては申し合わせに書いてあるので、そこと同じ場所に書いておいたほうが間違いが少ないのではないかとということで。文言については、今、柴田委員から注文がございましたので、その部分はまた検討させていただきますけれども、そういった形で申し合わせに書き込むということで御了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 徳本委員、柴田委員、どっち。

徳本委員。

○徳本委員 私はなるべく交代しないで順番どおりが希望とは思っているのですが、そういう事態が発生したときに先例にすればいいのではないですかと思います。

○伊藤委員長 ということは。

○徳本委員 要求する人が今いない中で申し合わせに入れなくてもいいのではないかと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 たまたま9月の一般質問のくじを引いた後には、それを申入れがなかったわけですが、これも、これを話し合っていた時点では、これからくじ引きが今後あるという時点でしたので、その前に急いで決めておいてあげたかったというのが、そういう特別な体の不調を訴えてもという方に対する私たちの合意形成だったと思うのですね。そうすると、入れなくていいということになると、さっきも言いましたけれども、またそういう人が現れたときに、そのためにまた議論しなきゃいけないということも出てきますし、それはもう一応、合意形成ができていたので、一応それを載せるか載せないかというところで、今後じゃあ12月議会、3月議会、任期中もそれだけあるわけで、そのたびにこの議論を繰り返していくことは私は嫌で、はっきりここで決定して載せてほしいと思います。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 申し合わせに載せようと載せまいと、もう合意形成はできているのですから、特別な事情があつて、議長に申出をして許可すれば、それは会派内ではなくても入替えはできるわけですね。

ただ、危惧をしているのは、今後、例えば何年か後に議員が入れ替わって、議会事務局職員が入れ替わったときに、そういうことをまた議論しなきゃいけないのかなと思っていますので、当面というか、例えば12月議会、3月議会にそういうことが発生しても、それはもう合意形成ができていますから、そのことは問題がないです。あとは、申し合わせに書き込むかどうかだけ決めていただければと思います。

○伊藤委員長 血脇副議長。

○血脇副議長 申し合わせに書き込む、書き込まないは、私は今ここではあれですけども。先ほど柴田委員が言ったように、例えばもう1年間のスケジュールというのが、各議員に配られているわけですね。これはあくまでも案ですけども。そうすると、その会期が始まる時に、一般質問はどの日だというのが分かっているわけです。これは決定をしているわけではないんですけども、分かっているわけです。ですから、一般質問を出してくじを引くときに、既に通院ですとか、そういうのが入っていた場合は、もう早めに、この日に当たった者は誰かに変更してもらう可能性があるというようなことを事務局なりに伝えて、引いた後にそこに本当に当たってしまったら、誰かに特別な事情なので交換を求めて、同意がいただければ交換するというような形を取ればいいのかと思います。議運を開かないと、会期というのは決定しないわけです。というのもあるんですけども、スケジュールを一般質問の日、そんなに大きくずれることはないと思いますので、なお、一般質問のくじを引く段階で、この日にぶつかったら駄目だということをあらかじめ事務局なりにちょっとお知らせしておけば、その辺の対応はできるのかなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 そういう事情があつて、変えなきゃいけないという話になつても、相手方が誰もいない場合は一般質問をやめればいいのかという選択肢もあるわけで、でも、それをできることもあるということの書き方なので、やはり一旦、議会運営委員会で決まったことを、今はみんなが共通認識を持っているからいいということではなくて、この先にどういうふうな形で残しておくかということなので、その部分を考えていただきたいと思うんです。

影山委員。

○影山委員 皆さん、書き込んでいいという意見が大勢でして、私もそれ特に反対はしませんが、これから書きますと言ったときに書き込みですね、書いた内容ができるというのがあるのと、あともう一つ、でもあんまり乱発されては困るよねという懸念の部分等もありまして、そこら辺のニュアンスが書き込むのに反映されるのではないかとこの部分もありますので、文面の完成についても、ここでちゃんと諮ってはいかがでしょうか。最終的にはこの一字一句でよろしいでしょうかというところの最終的なチェックもちゃんと会議で諮るようにしていただければと思います。

○伊藤委員長 それでは、申し合わせに書き込むということについては、御承認いただけますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 文言については、もう一度検討したものを皆さんに見ていただいて、何か御意見ある方は私のほうに言っていただいて、こういう文面がいいのではないかとかいうものを出していただいて、どちらを議会運営委員会で、今回なかったもので、次は12月になりますので、そんなに慌てて書き込むこともないと思いますので、文言を精査した後に書き込むということは決定させていただきます。それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定させていただきます。

続きまして、議題の6、その他について議題といたします。

まず、私のほうからでよろしいでしょうか。

先日の議事録の訂正の件で、皆様のほうに委員会の中での委員の発言に対して削除を求めるという意見がございましたので、その部分については委員会で、その場でテープを起こしてということはありませんでしたので、皆様に発言をされた委員の方にも確認を取ったところ、削除してもいいというような同意を得られましたので、そういった部分を削除した議事録を皆様に配付、確認を願いました。そのことについて御意見を頂きたいと思います。

徳本委員。

○徳本委員 一応、事務局とも意見のやり取りをして、自分はその削除案で納得をしたのですけれども、削除を求めた方は、公開するものだけ削除するので納得しているのかなというのがちょっと気になっている。原本は変わらず公開するのだけ削除って。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 原本というのは、あくまでも実際に起こったやり取りなので、記録として残すもので、今、削除を求められているのは、議事録の公開されるものについての削除であって、原本までは絶対、幾ら求められても、それはできないことなので、そこは斉藤副委員長も納得されていると思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 削除の内容、二つありますね。一つは、平田委員の発言。もう一つは、田中議員の休みの件のところですか。休み自体も丸ごと消すような感じに見えたのですけれども。あそこは、議会を病気で休み云々というのは、実は議会の運営に絡む部分でもありますので、取りあえず名前だけ伏せていただければ、軽い修正削除でもよろしいかなという印象は受けました。

以上です。

○伊藤委員長 今、影山委員から質問いただいたことについては、情報公開条例のほうとの兼ね合いで、その中身についてはもう一度精査して、情報公開条例にのっとってその部分を行うということでもよろしいですか。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。先日の会議の中で、少し健康状態が、個人名が出た形での議論があったということで、そこは情報公開条例の中で健康状態というのは伏せる内容となっておりますので、そこに抵触するので配慮が必要だということでも考えました。消し方については、こちらもどういう形がいいかというところが迷いがありまして、一旦、御提示させていただいたものは、少し多めに削除するような案で提出させていただいたのですけれども、いろいろ御意見頂きまして、それで極力元が残るような形での対応に、最終的には案をまとめたいというふうには考えております。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 イメージとしては議員の名前だけ伏せる、丸々議員というか、そういうことですかね。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 名前を伏せるという形で今のところは考えております。

○伊藤委員長 ほかにも御意見は、

齊藤副委員長。

○齊藤委員 議員の発言の取消しについては、本会議での取消しと、また委員会での取消しが会議規則の中にもありますが、会議規則の中に本会議のときの取消しについては、その会期中に限りというふうに示されています。しかし、委員会のほうの発言の取消しについては、その辺の期間のことが全く会議規則の中に触れられていないので、今回のことは今回でいいのですけれども、次回から何か会議規則の中での取り決めとか、何か文言が入っていたほうが分かりやすいのかなというふうに思うのですけれども。

○伊藤委員長 委員会における会議録の発言の訂正とかは、発言の訂正については、発言した人が訂正するというのは通常の仕方なのですけれども、今回出た分については、どの人が発言者に削除を求めるといった形になっておりますので、そういった方法はこの会議規則、委員会条例等には書かれていない方法ですので、そういったことを今後どう考えていくかということは、まず先にちょっと置かせていただいて、今回の部分の議事録の訂正についてのみ、まずこれでいいかということを確認したいのですが、皆さん御意見はいかがでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 発言取消し申出書みたいなのをいつも書いてもらっています。例えばほかからの要求であっても、本人が合意したということであれば、それは書いてもらうのでしょうか。

○伊藤委員長 その部分は決まっていませんので、その部分については、今回は別にさせていただいて、今回の処理した後に、今後どうするかという話をしたいと思うのですが。

血脇副議長。

○血脇副議長 今後いろいろ検討しなくてはならないことがあるのかなという感じはしているところです。会議規則の中で、先ほど齊藤副委員長からもあったのですけれども、発言の取消しは、発言をした委員は委員会の許可を得て発言を取り消し、または委員長の許可を得て発言を訂正をすることができるようになっていきます。本会議にあっては、議会の許可を得て発言を取り消し、議長の許可を得て発言を訂正をすることができるようになっていくわけですが、今回ののは、発言した委員からの取消しではなく、他の委員から発言の取消しを求められたと、今までこういうのはいなかったのかなと思うのですけれども、この辺り、今後どのように協議をしていくかと、協議というか検討していくかということは、

先ほど柴田委員からもあったのですけれども、本会議の場合は、書面で発言の取消しを出したりしています。委員会については、今までそういうことは特にありませんでした。この辺りも今後どうするかというのは、やっぱりこれから検討していかなければいけないのかなと思っています。

今回、この発言の取消しなのですけれども、齊藤副委員長から発言の取消しが求められて、発言した委員がその許可をした、許可を認めたということになっておりますので、発言した委員の方が、その取消しを許可するのであれば、今回のこれについては、取り消す形にするのが一つかなと思っています。

るところです。

以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 先ほど削除案に賛成と言ったのですが、影山委員の意見を受けて、話の流れが分かる範囲で議員の名前だけ消す、体調とかプライバシーに関わる場所は議員の名前だけ消すという形で削除することに賛成します。

○伊藤委員長 それは情報公開条例の部分の話で、その前のほうの発言の取消しの部分について。

○徳本委員 も賛成です。

○伊藤委員長 それはいいのですね。ということで、今回の議事録訂正について。

柴田委員。

○柴田委員 本来的には取消しを求められたら、その会期中、あるいは委員会を閉じる前に議事録を起こして、該当部分、そしてみんなで協議をして、ここの部分取り消しますと合意を得なくてはいけないけれども、委員会の場合はその日で閉じちゃって、議事録を起こしていないわけですよ。なので、一応みんなの了解を得るために、今日ちょうど議運が開かれているわけですし、取り消される部分のみんな確認をして、病気のほうのはまだなのだけれども、発言取消しを求められている部分については、もう皆さんでこれでいいというふうになっているので、その部分について一応ここで正式に了解をするという手続を踏めば、一応これでいいと思いますけれども。

○伊藤委員長 それでは、今、柴田委員から御意見頂いたように、前回の議事録についての訂正案を事務局のほうからお示しさせていただいた部分について、あと健康問題のほうについては情報公開条例のほうで判断させていただいて、適宜直していただくということで御承認いただけますでしょうか。大丈夫ですか。

[「はい」と言う者あり]

○伊藤委員長 もう1回確認します。3稿がもう1回いくのですよね。

局長。

○永井議会事務局長 最終的な、最終案という形でもう一度お示しさせていただく予定で考えております。

○伊藤委員長 それでよろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 幸いなことに、また結構、議会近いし、またそこでその了解取るためだけの議運なんかすぐに開けますので、それでいいと思います。最終的なものをもう1回示していただいて、皆さんで合意を取ればいいと思います。

○伊藤委員長 その合議が取れないと委員長としてサインできませんので、このところをよろしくお願いいたします。

それでは、その後の委員会の発言の訂正等についての手続等については、今後検討するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 また機会があるときに検討するというので、皆様のほうでどういった方法がいいかありましたら御提示いただいて、参考にさせていただきたいと思いますので。

柴田委員。

○柴田委員 そんなに長く検討する必要は全くないと思っていて、それで取消しを求めた場合は、今回みたいに議事録が起こされて、この部分っていう確認ができたなら、議運は閉会後の会議はいつでも開ける状況になっているので、閉会後であってもそのために議運を開いて、みんなに了解を取る。それで、議事録を削除するという事だけで全然、特に手間をかけることはないのではないかなと思いますけれども。

○伊藤委員長 それは、それがスムーズに行った場合は特に問題ないのですけれども、発言をもし誰かが取り消してほしいというふうに求めたときに、その相手方、発言した人が、あれは真実だから削除はできないというふうになったときにはどうなるのかなという。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 今後の部分ですけれども、本会議のほうは会期中に本人から書面で申し出るわけですけれども、委員会のほうは124条ではそのことに触れていないのですね。なので、委員会ですと、委員会の中にいる委員であれば、すぐ対処できるのですけれども、その委員会に所属していない議員が自分のことを言われた場合には、当然その日には申出はできませんし、次のときにもできないのですけれども、基本的には発言した委員本人が削除の申出をするということになっていますから、他人から指摘をされて削除を求められた場合、どのように取り扱うかということですね。特に委員会に関して今後、議論をしていただきたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 議長のほうから、今そういったお話がありましたので、今後、時間があるときに議論をしたいと思いますが、なかなか非常に難しい問題ではあるので、皆さんいろいろ検討いただいて、御意見等がありましたら、委員長のほう、または事務局のほうに御意見を寄せていただくようお願いして、私のほうからのその他については終了とさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

徳本委員。

○徳本委員 先ほど行政視察のスケジュールについて、タイミングを逃してしまったのですけれども、よく見たら、登別市役所のほうは2時間、時間取っているのですけれども、芽室のほうは1時間なのですけれども、そこはゆっくりできるのかという、ちょっと時間を見て心配になったのですけれども、飛行機でわざわざ行って。

○伊藤委員長 移動距離の関係で。

○徳本委員 しょうがない、お昼にかかれぬから、やむなしですかね。

○伊藤委員長 ええ。冬場には。

○徳本委員 そうであれば、じゃあ事前に勉強をして、質問時間をしっかり取ってもらおうとか、何か

有効な1時間にできるように工夫できたらいいなと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですね。

それでは、議長のほうから何かございますか。

柴田委員。

○柴田委員 今、言うかどうか迷っていたのですけれども、議運というのは会派を代表した会議ではないし、ちゃんと議運の委員として責任を持って発言をしなくてはいけないし、事前に議案とか示されているのだったら一応確認して、自分でチェックして、心配であれば、それこそ会派に相談をすればいいわけで、ここでの決定というのは、常任委員会よりも議運というのは私は重いものだと思っているので、軽く変えないようにというか、そのぐらいの勉強をして出てきて、責任を持って発言をしてもらいたいなと思っています。

それと、発言の取消しを求められるような、そういう発言というのも、ちょっと自分で考えるように、議運というのは、本当に議会の運営について決めていくところなので、今回の個人情報保護条例についても非常に重い話ですから、きちんとそれぞれ勉強した上でやってこないといけないと思うので、これでいいと思います、あれでいいと思います、ほかの人に従います、そういうのではなく、自分できちんと意見を持って出てきてもらいたいなと私は思っていますので、すみません、余計なことだとは思いますが、あえて言わせていただきます。

○伊藤委員長 御意見をお伺いいたしました。

ほかに委員の方からはなければ、議長のほうから。

○岩田議長 ございません。

○伊藤委員長 事務局のほうから。

○永井議会事務局長 ございません。

○伊藤委員長 ほかに何かございませんね。

ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

○永井議会事務局長 1点だけ事務連絡です。失礼しました。

決算書について、紙でお渡しするという事なので、今日、全協前にこういう形で机の上に置かせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○伊藤委員長 議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月14日

議会運営委員長 伊藤 仁